

市民センター、高平ふるさと交流センター及び有馬富士共生センター グループ登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の自主的・主体的な学習及び文化活動並びに多様な交流を支援するため、市民センター、高平ふるさと交流センター及び有馬富士共生センター（以下「センター」という。）に設けられたグループ登録に関して必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 センターは、次の各号に掲げるすべての要件を満たしているグループを登録グループとして認めるものとする。

- (1) 会員及び他グループとの相互の協力と交流を深め、生活文化の振興と社会福祉の増進を図ること。
- (2) 営利を目的としないで、会員が主体性をもって定期的に活動し、センターと連携を図りその活動を広げるよう努めること。
- (3) 政治活動、宗教活動及び選挙活動を目的としないこと。
- (4) 暴力団又はその構成員の統制下にある団体ではないこと。
- (5) グループの運営は、会員の総意で民主的に行われ、講師及び指導者が直接運営に関与しないこと。
- (6) 会員の加入・脱退は、自由であること。
- (7) 会員は、5名以上とし、その構成は市内在住・在勤者が7割以上とすること。
- (8) センターの管理運営方針に従い、センターが主催する事業等に積極的に参加・協力するよう努めること。
- (9) グループは、センター登録グループ連絡協議会等に参加し、会の運営等に積極的に参加・協力するよう努めること。
- (10) 指導者を招いて学習するときの謝礼は、1時間当たり5千円を限度とすること。
- (11) 会費は、月額5千円（教材費・材料費は除く。）を限度とすること。
- (12) センターから、登録グループの収支決算書等を求められたときは、速やかに提出すること。

(登録申請)

第3条 グループ登録の申請をしようとするものは、次の各号に掲げる書類をセンターに提出しなければならない。

- (1) センターグループ登録申請書（様式第1号）
 - (2) 会員名簿（様式第2号）
 - (3) 会則（グループ独自の様式）
- 2 新規登録については、随時受け付ける。
 - 3 継続登録の受付は、毎年3月1日から3月15日までとする。
 - 4 登録期間は、4月1日から翌年3月31日までとし、新規登録については、承認日から翌年の3月31日までとする。

（変更の報告）

第4条 登録グループの代表者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかにセンターグループ登録（届出事項変更・登録取消）申出書（様式第3号）により報告しなければならない。

- (1) 会則を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。
- (3) 登録申請書の内容を変更したとき。

（登録の取消し）

第5条 センターは、登録グループが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 詐欺その他不正の手段によりグループ登録をしたとき。
- (2) 騒音・振動など他の利用者に支障を与える恐れのあるとき。
- (3) 施設・設備の維持管理上不適当と思われるとき。
- (4) 登録グループから取消しの申し出があったとき。
- (5) 第2条に規定する登録要件に該当しなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録グループとしてふさわしくないと判断したとき。

（特典）

第6条 登録グループは、次の各号に掲げる特典を受けることができる。

- (1) 登録グループが全市民を対象とした事業のために使用するときは、使用料の全額の免除を受けることができること。ただし、「全市民を対象とした事業」とは、市民センター、高平ふるさと交流センター及び有馬富士共生センターの各条例施行規則第5条取扱要領（平成18年4月1日）に定めるところによる。
- (2) 登録グループがその構成員を対象とした事業のために使用するときは、使用料の5割相当額の減額を受けることができること。

(3) 年1回の発表会は、使用月の5箇月前までに申請すれば、先行予約をすることができること。

(4) 市民センターが発行する広報誌等にグループ紹介をすること。

(5) 広く市民を対象とする公益的な事業については、市広報等にその情報を掲載すること。
(登録グループの紹介)

第7条 センターは、市民及び行政機関の求めに応じ、登録グループに関する情報を提供することができる。

(指導及び助言)

第8条 センターは、必要と認めるときは、登録グループに対して指導及び助言を行うことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めのないものについては、必要に応じて市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年2月17日から施行する。

(三田市立有馬富士共生センター登録グループ要綱の廃止)

2 三田市立有馬富士共生センター登録グループ要綱(平成18年10月1日施行)は、廃止する。

(三田市立市民センター・高平ふるさと交流センター条例施行規則第5条取扱要領の一部改正)

3 三田市立市民センター・高平ふるさと交流センター条例施行規則第5条取扱要領(平成18年4月1日施行)の一部を次のように改正する。

次のよう略

付 則

1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。

2 三田市立市民センター・高平ふるさと交流センター条例施行規則第2条第7号中「おおむね5名以上」を「5名以上」に改正する。